

令和7年(2025年)第12回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月25日(木)午後1時30分から午後2時00分まで

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木 隆志		
会長職務代理者	8番	大野 智美		
委員	1番	大田 和広	2番	佐々木 淳
	3番	高橋 洋	4番	大橋 敏範
	5番	倉下 きよみ	6番	久保 正人
	7番	笹塚 成之	9番	長井 修
	10番	佐藤 寛樹	11番	山崎 常雄

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について
- 第 5 報告第2号 農業経営改善計画の認定について
- 第 6 議案第1号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について
- 第 7 議案第2号 農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について
- 第 8 議案第3号 農業経営改善計画の認定について
- 第 9 議案第4号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第10 議案第5号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 第11 議案第6号 農用地利用関係調整委員の指名について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫 農地係長 小貫 直人

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第12回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、1番 大田和広君、2番 佐々木 淳君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の山口事務局長、小貫係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和7年第11回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件

日程第5、報告第2号「農業経営改善計画の認定について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 報告第1号の朗読と説明】

農地等の賃貸借の合意解約の通知があり、総会にかかる時間の余裕がなかったことから、会長専決処分としましたので報告します。

場所の詳細については5ページに添付しております。合意後即日農地返還となった事案のため、農地法第18条第1項第2号による許可の必要はありません。

以上で、報告第1号の朗読と説明を終わります。

【事務局 報告第2号の朗読と説明】

農業経営改善計画に1件の協議があり、総会にかかる時間の余裕がなかったことから、会長専決処分としましたので報告します。

継続申請の内容で詳細な計画内容について7から10ページに添付しております。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

続きまして、報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

それでは、報告第1号から報告第2号を報告済とします。

日程第6、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

12ページをご覧ください、農地パトロールにより確認し非農地とした農地を掲載しております。合計1筆8,420㎡です。航空写真を13ページに添付しています。

1番です。この土地は道道三ノ原二セコ線と旧最終処分場通路の丁字路にある農地です。

この場所は森林となっており、隣接する農地や進入路もないことから、今後継続して農地として活用できないと判断したことから、非農地と判断してよいかお諮りいたします。

なお、議決を経てから所有者に対し非農地通知を行います。法務局より積雪状態では現地確認ができないので地目変更は行えないとの申し出が過去にあったため、通知は来年4月に入ってから送る予定となっています。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの決定に

ついて」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7、議案第2号「農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第2号の朗読と説明】

先日行いました、農地パトロールで確認した農地の件です。

対象は15ページのとおり3筆2件になります。

1番2番共に令和4年まで農地として利用されていましたが、それ以降、利用実態がなく、農地パトロールにより調査した結果、農地として利用可能と判断したことから所有者に対し、利用意向調査を実施してよいかお諮りいたします。

対象の航空写真は16ページになります。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第2号「農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農地法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8、議案第3号「農業経営改善計画の認定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

農業経営改善計画について2件の協議がありました。

2件とも認定農業者として継続するものです。

詳細な計画内容について、計画書を18ページから25ページに番号順に添付しております。

以上のことから、この2件の農業経営改善計画を可としてよいかお諮りいた

します。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第3号「農業経営改善計画の認定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第3号「農業経営改善計画の認定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第9、議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第4号の朗読・説明】

本件については、権利の設定が1件になります。権利の設定は、再設定となります。

権利設定の内容等については、27ページに。農地中間管理事業に関する法律第18条第5項の各号に対する要件確認のチェックリストは28ページに、対象地の図面は29ページに掲載していますのでご確認ください。

なお、チェックリストですが賃貸借のチェックリストになります。

以上により北海道農業公社に対し促進計画を策定するよう要請してよいかお諮りいたします。

議決後ですが、当農業委員会が北海道農業公社に対し促進計画を定めるよう要請を行い、要請を受けた北海道農業公社は計画を決定し、ニセコ町は道から権限委譲を受けているため、ニセコ町長に対し認可申請を行います。

以上で、議案第4号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑」なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請につ

いて」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第10、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第5号の朗読・説明】

農業委員の綱紀保持につきまして、皆様もご認識のことと思いますが令和元年に他の農業委員会で農地転用に関する不祥事が発生したことにより法令遵守の注意喚起を年1回行うよう全国農業会議所から求められております。席上に令和元年12月にあった北海道農業会議からの通知文を配布していますのでご確認ください。

当委員会でも31ページの決議案をこの後、朗読しますので、ご確認ください決議してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

では決議を読み上げて説明といたします。

【決議文の朗読】

以上で議案第5号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○番

○番です。

配布された資料に連続して発生したとありますが、どこの農業委員会になりますか。

議長

事務局より説明をお願いします。

事務局

ただいま質問でどこの農業委員会かとありましたが、本件の趣旨は農業委員の綱紀保持であり、不祥事があった農業委員会名を具体的に出すのは趣旨から外れると考えます。本総会終了後に対応しますのでご了承ください。

○番

了解です。

議 長

そのほか質疑ありますか。
なければ、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第5号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
【全員挙手】
全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第11、議案第6号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【事務局 議案第6号の朗読と説明】
ご覧のとおりあっせんの申出がありましたので地区担当委員を主任に、隣接地区委員を委員に指名してよいかをお諮りします。図面は33ページです。

議 長

これより、議案第6号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件の質疑に入ります。
質疑はありませんか。
【「質疑」なしの声あり】
質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。
これより、議案第6号「農用地利用関係調整委員の指名について」の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、議案の審議は全部終了しました。
これをもって、令和7年12月25日、第12回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月25日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席1番 大 田 和 広

署名委員 議席2番 佐々木 淳